

中小企業 働き方改革セミナー

— 内容 —

本セミナーでは、2019年4月からすでに始まっている年5日の年次有給休暇の取得義務、2020年4月から導入される中小企業に対する時間外労働の上限規制、改善の好事例など、実務上押さえておくべきポイントについて、わかりやすくご説明させていただきますので、奮ってご参加ください。

日時 **11/26 (火) 14:00~16:00**

会場 **湯河原町商工会館 3F 大会議室**
〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥1丁目7-1

講師 特定社会保険労務士 **小澤悦子** 氏

お申込み・お問合わせ
お申込み/下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。
主催/湯河原町商工会 TEL/0465-63-0111
共催/神奈川働き方改革推進支援センター・神奈川県

湯河原町商工会 FAX:62-3500

事業所名		TEL	
所在地			
受講者氏名	(複数のご参加可能)		